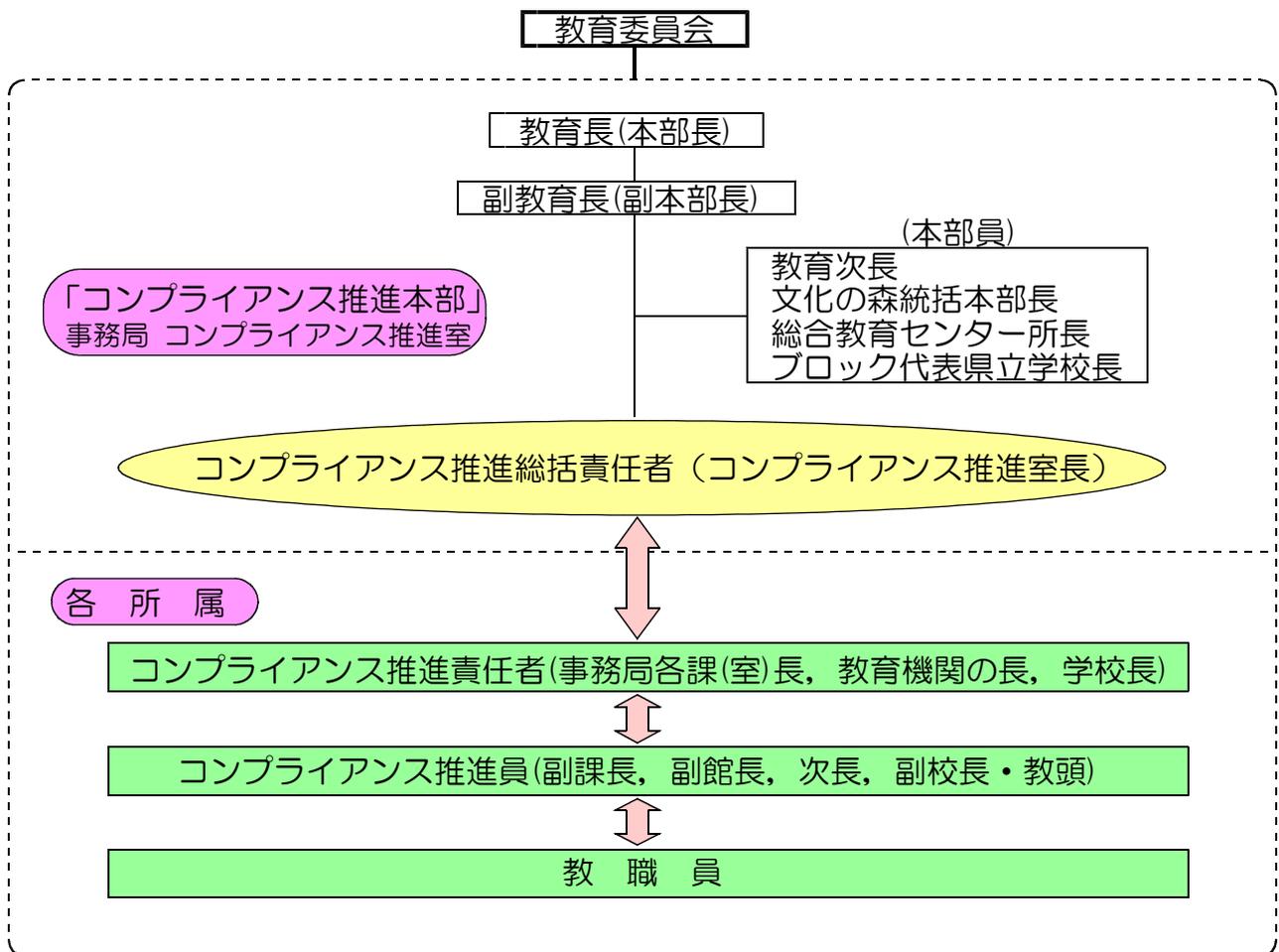


VIII 徳島県教育委員会のコンプライアンス推進体制（平成24年度改訂）



(コンプライアンス推進のための教職員の役割)

1 本部長（教育長）

徳島県教育委員会コンプライアンス推進本部（以下、「推進本部」という。）の本部長として、コンプライアンスに関する取組を総合的かつ計画的に推進する。

2 副本部長（副教育長）

推進本部の副本部長として、本部長を補佐する。

3 コンプライアンス推進総括責任者（コンプライアンス推進室長）

コンプライアンスに関する取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、コンプライアンス推進総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、コンプライアンス推進の統括に当たる。

また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取組が必要となる場合においては、適宜コンプライアンス推進責任者による会議を開催し、意思の統一を図り、その内容を推進本部に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者（事務局各課（室）長，教育機関の長，県立学校長）

所属の責任者として，所属教職員のコンプライアンス意識の醸成に努め，自ら率先して模範を示すとともに，教職員一人ひとりの行動に意を配る。

所属で生じうるコンプライアンスリスクを念頭に置いて，所属内での情報共有を図る。

コンプライアンス推進員を1名指名し，所属におけるコンプライアンス実践の推進に当たらせる。

コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取組が必要となる事案等が発生した場合は，その内容を総括責任者に報告する。

5 コンプライアンス推進員（事務局：副課長等，教育機関：次長等，県立学校：教頭等）

コンプライアンス推進員は，所属の教職員が日常的に法令等に遵守した行動をとるよう，コンプライアンス推進責任者の方針の下に，教職員の啓発活動の実践に当たるとともに，所属におけるコンプライアンスに関する取組の牽引役としての役割を担う。